



**電子機器用固定コンデンサー第 14-1 部：  
ブランク個別規格－電源用電磁障害防止  
固定コンデンサー評価水準 DZ**

**JIS C 5101-14-1 : 2020**

(JEITA/JSA)

令和 2 年 3 月 23 日 改正

**日本産業標準調査会 審議**

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員(ソニー株式会社)
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員(富士ゼロックス株式会社)
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 10.7.20 改正：令和 2.3.23

官報掲載日：令和 2.3.23

原案作成者：一般社団法人電子情報技術産業協会

(〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-3 大手センタービル TEL 03-5218-1050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第二部会(部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>序文</b> .....	1
<b>0 ブランク個別規格</b> .....	1
<b>0.1 一般事項</b> .....	1
<b>0.2 個別規格の識別</b> .....	1
<b>0.3 コンデンサの識別</b> .....	2
<b>1 一般事項</b> .....	3
<b>1.0A 適用範囲</b> .....	3
<b>1.1 推奨する取付方法（実装する場合）</b> .....	3
<b>1.2 寸法</b> .....	3
<b>1.3 定格及び特性</b> .....	3
<b>1.4 引用規格</b> .....	4
<b>1.5 表示</b> .....	4
<b>1.6 発注情報</b> .....	4
<b>1.7 出荷対象ロットの成績証明書</b> .....	4
<b>1.8 追加情報（非検査目的）</b> .....	4
<b>1.9 品目別通則及び／又は品種別通則への追加又はより厳しい要求事項</b> .....	4
<b>2 検査要求事項</b> .....	4
<b>附属書 A（規定）設計の宣言</b> .....	10
<b>参考文献</b> .....	11
<b>附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表</b> .....	12
<b>解 説</b> .....	16

## まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、JIS C 5101-14-1:2009 は改正され、また、JIS C 5101-14-3:2009 は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 5101 の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 5101-1** 第1部：品目別通則

**JIS C 5101-2** 第2部：品種別通則：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ

**JIS C 5101-2-1** 第2-1部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリエチレンテレフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準E及びEZ

**JIS C 5101-3** 第3部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体（MnO<sub>2</sub>）電解コンデンサ

**JIS C 5101-3-1** 第3-1部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体（MnO<sub>2</sub>）電解コンデンサ 評価水準EZ

**JIS C 5101-4** 第4部：品種別通則－固定アルミニウム固体（MnO<sub>2</sub>）及び非固体電解コンデンサ

**JIS C 5101-4-1** 第4-1部：ブランク個別規格：アルミニウム非固体電解コンデンサー評価水準EZ

**JIS C 5101-4-2** 第4-2部：ブランク個別規格：アルミニウム固体（MnO<sub>2</sub>）電解コンデンサー評価水準EZ

**JIS C 5101-8** 第8部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類1

**JIS C 5101-8-1** 第8-1部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類1 評価水準EZ

**JIS C 5101-9** 第9部：品種別通則：固定磁器コンデンサ 種類2

**JIS C 5101-9-1** 第9-1部：ブランク個別規格：固定磁器コンデンサ 種類2 評価水準EZ

**JIS C 5101-11** 第11部：品種別通則：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ

**JIS C 5101-11-1** 第11-1部：ブランク個別規格：固定ポリエチレンテレフタレートフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準EZ

**JIS C 5101-13** 第13部：品種別通則：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ

**JIS C 5101-13-1** 第13-1部：ブランク個別規格：固定ポリプロピレンフィルム金属はく直流コンデンサ 評価水準E及びEZ

**JIS C 5101-14** 第14部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ

**JIS C 5101-14-1** 第14-1部：ブランク個別規格－電源用電磁障害防止固定コンデンサー評価水準DZ

**JIS C 5101-14-2** 第14-2部：ブランク個別規格－電源用電磁障害防止固定コンデンサー安全性試験

**JIS C 5101-15** 第 15 部：品種別通則：固定タンタル非固体又は固体電解コンデンサ

**JIS C 5101-15-1** 第 15 部：ブランク個別規格：はく電極形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-15-2** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル非固体電解コンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-15-3** 第 15 部：ブランク個別規格：焼結形固定タンタル固体電解コンデンサ 評価水準 E

**JIS C 5101-16** 第 16 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ

**JIS C 5101-16-1** 第 16-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム直流コンデンサ 評価水準 E 及び EZ

**JIS C 5101-17** 第 17 部：品種別通則：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ

**JIS C 5101-17-1** 第 17-1 部：ブランク個別規格：固定メタライズドポリプロピレンフィルム交流及びパルスコンデンサ 評価水準 E 及び EZ

**JIS C 5101-18** 第 18 部：品種別通則－表面実装用固定アルミニウム固体 ( $MnO_2$ ) 及び非固体電解コンデンサ

**JIS C 5101-18-1** 第 18-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体 ( $MnO_2$ ) 電解コンデンサー評価水準 EZ

**JIS C 5101-18-2** 第 18-2 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム非固体電解コンデンサ－評価水準 EZ

**JIS C 5101-20** 第 20 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ

**JIS C 5101-20-1** 第 20-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ

**JIS C 5101-21** 第 21 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1

**JIS C 5101-21-1** 第 21-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 1 評価水準 EZ

**JIS C 5101-22** 第 22 部：品種別通則：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2

**JIS C 5101-22-1** 第 22-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 評価水準 EZ

**JIS C 5101-23** 第 23 部：品種別通則：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ

**JIS C 5101-23-1** 第 23-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定メタライズドポリエチレンナフタレートフィルム直流コンデンサ 評価水準 EZ

**JIS C 5101-24** 第 24 部：品種別通則：表面実装用固定タンタル固体（導電性高分子）電解コンデンサ

**JIS C 5101-24-1** 第 24-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定タンタル固体（導電性高分子）電解コンデンサー評価水準 EZ

**JIS C 5101-25** 第 25 部：品種別通則：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ

**JIS C 5101-25-1** 第 25-1 部：ブランク個別規格：表面実装用固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサー評価水準 EZ

C 5101-14-1 : 2020

**JIS C 5101-26** 第26部：品種別通則：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ

**JIS C 5101-26-1** 第26-1部：ブランク個別規格：固定アルミニウム固体（導電性高分子）電解コンデンサ 評価水準EZ

# 電子機器用固定コンデンサー

## 第 14-1 部：ブランク個別規格—

### 電源用電磁障害防止固定コンデンサー評価水準 DZ

Fixed capacitors for use in electronic equipment—

Part 14-1: Blank detail specification—

Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and  
connection to the supply mains—Assessment level DZ

#### 序文

この規格は、2016 年に第 3 版として発行された IEC 60384-14-1 を基に、対応する部分については技術的内容を変更することなく作成した日本産業規格であるが、対応国際規格に規定されていない規定項目（適用範囲など）を日本産業規格として追加している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

#### 0 ブランク個別規格

##### 0.1 一般事項

この規格は、共通の国際安全標準の手順として基本となるものである。また、品種別通則である JIS C 5101-14 の中の安全性試験のための認証計画を実施し、安全に関するパラメータに対する設計の宣言を要求するものであり、出荷に先立つ全てのロットで行う適合性試験及び宣言した設計の変更に応じた部品の再認証試験を規定している。

この規格は、評価水準 DZ (不具合数 0) を示している。

大量生産する部品には、この規格を適用するのがより適切なことがある。一方、部品の認証試験及び再認証試験が、部品コストに大きな影響がある場合には、JIS C 5101-14-2 (安全性試験) の適用が必要になることがある。

ブランク個別規格は、品種別通則の補足規格であって、個別規格の様式、体裁及び最小限の記載事項を規定している。

この規格が規定している要求事項を満足しない個別規格は、この規格に基づいていないものとみなし、そのことを個別規格に記載することが望ましい。

個別規格は、JIS C 5101-14:2014 の 1.4 に基づいて作成することが望ましい。

##### 0.2 個別規格の識別

個別規格の最初のページには、このブランク個別規格の 2 ページで推奨する表枠を用いることが望ましい。次の[1]～[4]の事項は、0.3 (コンデンサの識別) の [9] の下の表枠の括弧内の数字と対応している。